



令和3年12月27日

【照会先】

広島労働局職業安定部職業対策課

課長 永谷 博之

課長補佐 竹内 康明

地方障害者雇用担当官 山口 純子

(代表電話) 082 (502) 7832

障害者の雇用の促進等に関する法律に

基づく企業名公表について

－障害者の雇用状況に改善が見られない1社を公表します－

このたび厚生労働省は、障害者雇入れ計画の適正実施勧告を行ったにもかかわらず、障害者の雇入れに改善が見られない企業に対し、障害者の雇用促進に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第47条に基づき、企業名を公表いたしました。

広島労働局管内の公表対象企業である1社は、以下のとおりです。

株式会社サンポークリエイト

（本社：広島県広島市中区、代表者：新原 純平、アクセサリー・雑貨小売業）

平成30年に雇入れ計画を作成し、令和2年度の公表を前提としていた企業。

公表に至った経緯

障害者雇用促進法では、障害者の雇用を促進するため、民間企業に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業は2.3%）以上の障害者を雇うよう義務付けています。法定雇用率を達成していない場合は、厚生労働大臣が「障害者雇入れ計画」を作成するよう命令し（第46条第1項）、それを適正に実施するよう勧告します（第46条第6項）。この勧告に従わない場合は、企業名を公表できることとしています（第47条）。

民間企業に対する指導の概要

(1) 対象企業

令和2年度の公表を前提としていた特別指導の対象である1社

(2) 対象企業に対する指導の実施

対象企業を管轄する広島公共職業安定所長から、対象企業に対し、障害者の雇用に関する事業主の責務、障害者の雇用の現状、これまでの雇用率達成指導の経緯等について十分説明の上、様々な雇用事例の提供や助言、求職情報の提供、面接会への参加勧奨等を行いつつ、雇用義務を達成するよう指導・支援を継続的に実施しました。これと併せて、当局幹部による訪問指導、厚生労働省に來省を求めている指導を実施しました。

さらに、これらを踏まえて、当局及び広島公共職業安定所においても、引き続き指導・支援を行いました。

(3) 公表基準

令和3年1月1日現在において、実雇用率が令和元年の全国平均実雇用率（2.11％）未満の場合（法定雇用障害者数が4人以下の企業については当該数が3～4人で雇用障害者数が0人の場合）で、令和3年12月1日現在^注において同様の状況にある場合、企業名を公表することとしています。

なお、下記ア又はイのいずれかに該当する場合は、初回の公表に限り公表を猶予することとしています。

ア 直近の障害者雇用の取組の状況から、実雇用率が速やかに令和元年の全国平均実雇用率（2.11％）以上、又は不足数が0人となることが見込まれるものであること。

イ 特別指導期間終了後の1月1日から1年以内に特例子会社の設立を実現し、かつ、実雇用率が令和元年の全国平均実雇用率（2.11％）以上、又は不足数が0人となると判断できるものであること。

（注） 本来、平成30年を始期とする雇入れ計画を作成した企業については、令和2年4月～12月に公表を前提とした特別指導を実施した上で、特別指導終了後の令和3年1月1日現在の状況に基づいて令和3年3月に企業名を公表するところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により厚生労働省の指導が計画的に実施できなかったことから、令和3年12月1日現在を公表の判断時点としたところです。

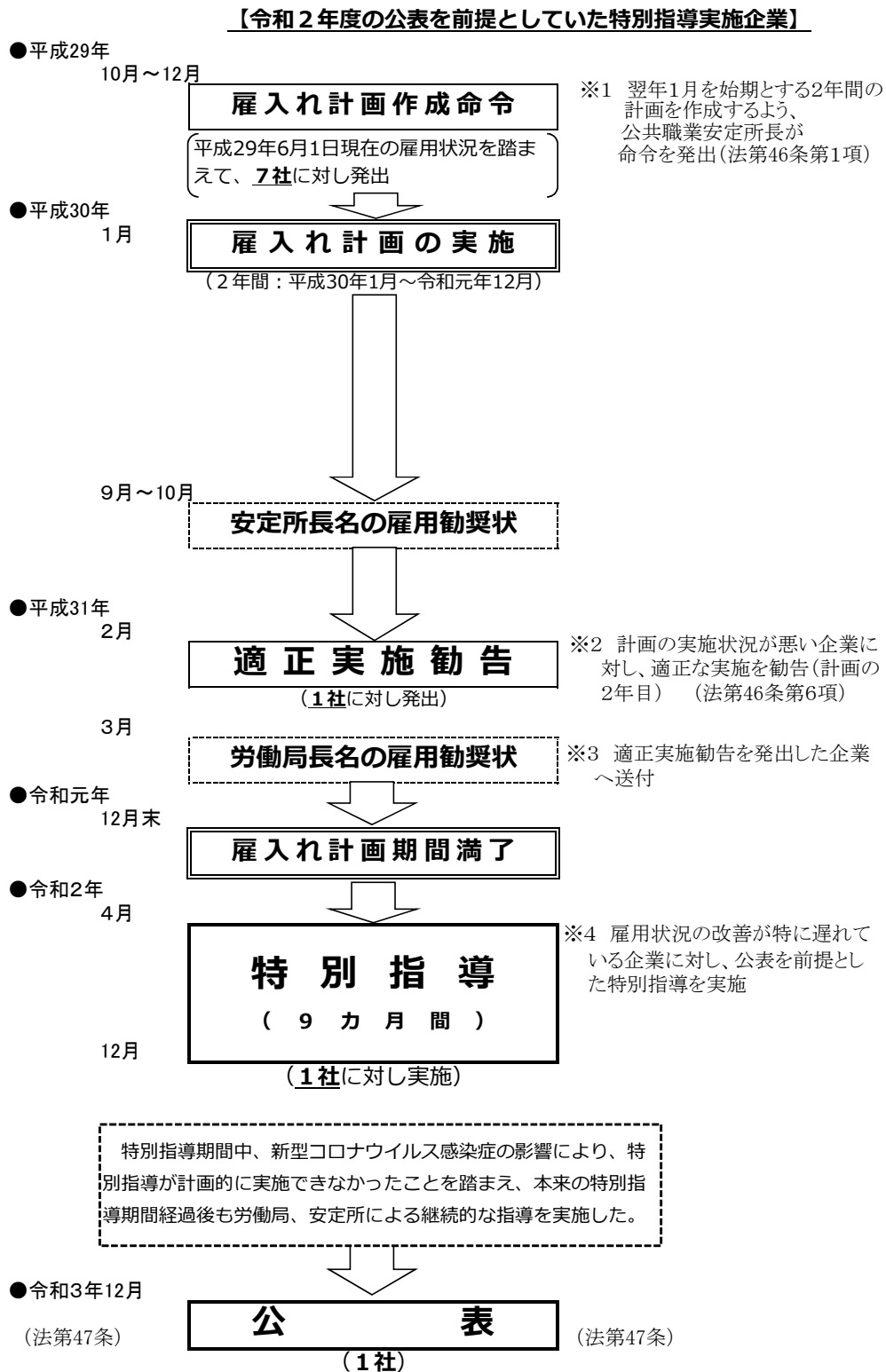
(4) 指導の結果

令和２年度の公表を前提としていた特別指導対象企業（１社）に対する指導の結果、改善が認められなかったため、障害者雇用促進法第47条の規定に基づき公表することとしました。

(5) 今後の指導

公表企業に対しては、今後も引き続き、法定雇用率達成に向けた指導を実施します。

今回の公表企業に係る雇用率達成指導の流れ図



株式会社サンパークリエイトについて

1 企業概要

- 企業名 株式会社サンパークリエイト
- 所在地 広島県広島市中区袋町 6－5 1 サンパークビル 5 階
- 代表者名 新原 純平
- 事業内容 アクセサリー・雑貨小売業

2 指導経過

- 平成29年11月27日 法第46条第 1 項に基づき、広島公共職業安定所長から障害者雇入れ計画作成命令を発出
- 平成30年 1 月 1 日～ 雇入れ計画の実施（計画期間 2 年間）
- 平成31年 2 月15日 雇入れ計画の適正実施勧告を発出
- 令和元年12月31日 雇入れ計画の期間満了
- 令和 2 年 4 月～ 特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始（～令和 2 年12月）
- 令和 3 年 1 月～ 現在に至るまで労働局、安定所による継続的な指導を実施

以上のような一連の指導の下で、企業側においては令和 2 年度までの間において障害者向けの求人が提出され、若干数の採用が行われたものの、その後障害者の雇入れに向けた取組が行われていないため、障害者の雇用が進まず、令和 3 年 6 月 1 日現在の実雇用率が0.59%と低い水準にとどまっている。

3 障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H29.6.1	264.0	0.0	0.00	5.0
H30.6.1	293.0	1.0	0.34	5.0
R 1.6.1	303.0	1.0	0.33	5.0
R 2.6.1	359.0	1.0	0.28	6.0
R 3.1.1	360.0	2.0	0.56	5.0
R 3.6.1	339.0	2.0	0.59	5.0

(注1) 障害者の数には、重度障害者のダブルカウント等が含まれている。

(注2) 令和 3 年 6 月1日現在、障害者の数は2.0人、実雇用率0.59%、不足数5.0人であり、依然として未達成である。

(参考)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

（対象障害者の雇用に関する事業主の責務）

第三十七条 全て事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

- 2 この章、第八十六条第二号及び附則第三条から第六条までにおいて「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。第三節及び第七十九条第一項を除き、以下同じ。）をいう。

（一般事業主の雇用義務等）

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章及び第八十一条の二を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

- 2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対する対象障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある対象障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3～5 （略）

（一般事業主の対象障害者の雇入れに関する計画）

第四十六条 厚生労働大臣は、対象障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主（特定組合等及び前条第一項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に対して、対象障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、対象障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2～4 （略）

- 5 厚生労働大臣は、第一項の計画が著しく不適當であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対してその変更を勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

(一般事業主についての公表)

第四十七条 厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

(障害者雇用率)

第九条 法第四十三条第二項に規定する障害者雇用率は、百分の二・三とする。